

12 高速道路騒音の状況

高速道路から発生する騒音について環境基準の達成状況を監視すると共に、騒音苦情が発生している地点の実態調査を行い、改善要望の基礎資料とするため実施したものです。

1 調査方法の概要

- (1) 調査期間 令和6年10月
- (2) 実施機関 郡山市環境保全センター
- (3) 調査地点

表1に示すとおり、東北自動車道2箇所、磐越自動車道1箇所、原則として道路端から25m、50m、100m地点の距離別3地点、延べ8地点で24時間調査しました。

2 調査結果の概要

表1に示すように、1地点で夜間の環境基準を超過していました。

なお、騒音による苦情が発生している地区については、東日本高速道路株式会社に対して遮音壁設置等の騒音対策について改善要望を行っております。

表1 高速道路騒音調査

(単位：デシベル)

高速道路名	測定場所 (用途地域:定点苦情地点の別)	測定 車線 (上下)	騒音レベル Leq 昼/夜 (環境基準 昼/夜)		
			25m地点	50m地点	100m地点
東北縦貫 自動車道	大槻町三角田 (第一種中高層住居専用地域: 苦情地点)	上り	60/★57 (60/55)	-	(150m) 52/49 (60/55)
	大槻町山下前 (調整区域:定点)	上り	60/58 (65/60)	59/58 (65/60)	56/55 (65/60)
磐越 自動車道	熱海町高玉 (未指定:定点)	下り	57/53 (65/60)	56/52 (65/60)	55/51 (65/60)

- (注) 1 定点とは、継続的に環境基準をモニタリングするための地点です。
苦情地点とは、周辺住民から苦情があったため、状況調査を行っている地点です。
- 2 ★は環境基準を超える値です。
- 3 昼間とは午前6時から午後10時まで、夜間とは午後10時から翌日の午前6時までの時間帯をさします。
- 4 市街化調整区域及び都市計画区域外は、環境基準の道路に面する区域の区分の「B地域のうち2車線を越える車線を有する道路に面する地域」の基準値で評価しました。
- 5 括弧内の数字は環境基準の値です。